

6 字監第 25 号
令和 6 年 8 月 20 日

宇美町長 安 川 茂 伸 殿

宇美町監査委員 平 島 忠 雄

宇美町監査委員 安 川 禎 幸



令和 5 年度宇美町上水道事業会計決算の審査意見について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項及び宇美町監査基準（令和 2 年告示第 1 号）第 15 条の規定により審査に付された令和 5 年度宇美町上水道事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 5 年度 宇美町上水道事業会計決算審査意見書

1. 審査の対象

令和 5 年度 宇美町上水道事業会計決算

2. 審査の時期

令和 6 年 7 月 11 日、8 月 8 日（2 日間）

3. 審査の着眼点

決算書が関係法令に準拠して作成され、計数に誤りはないか、予算執行及び財政運営は適正に行われているか等を審査した。

4. 審査の実施内容

宇美町監査基準の規定に基づき、町長から送付された決算書と審査資料との照合点検及び貯蔵品点検を行うとともに、関係職員からの聴取、決算値の推移、糟屋地区自治体との比較などを行い、審査を実施した。

5. 審査の結果

令和 5 年度の宇美町上水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について審査した結果、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

6. 決算の概要

(1) 総 括

令和 5 年度宇美町上水道事業会計の決算額は次のとおりである。

収益的収支		(消費税及び地方消費税込)	(消費税及び地方消費税抜)
水道事業収益	A	8 億 1,732 万 1,145 円	7 億 4,555 万 9,720 円
水道事業費用	B	7 億 5,230 万 8,980 円	6 億 9,630 万 2,204 円
収支差引 (A-B)	C	6,501 万 2,165 円	4,925 万 7,516 円
資本的収支		(消費税及び地方消費税込)	
資本的収入	A	9,130 万 6,400 円	
資本的支出	B	3 億 8,787 万 9,071 円	
収支差引 (A-B)	C	△2 億 9,657 万 2,671 円	

前年度との比較では収益的収入 1,501 万 982 円（1.8%）減、収益的支出 2,086 万 4,459 円（2.7%）減、資本的収入 1,678 万 5,000 円（22.5%）増、資本的支出 5,776 万 2,915 円（17.5%）増となっている。

純利益は 4,925 万 7,516 円、これに令和 4 年度からの繰越利益剰余金 2 億 1,310 万 8,718 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 2 億 6,236 万 6,234 円となり、令和 6 年度に繰り越す計画となっている。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 9,657 万 2,671 円は、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,567 万 4,000 円、現年度分損益勘定留保資金 2 億 234 万 5,000 円及び繰越利益剰余金処分額 7,855 万 3,671 円によって補填されている。

（2）歳入の状況

【収益的収入】

収益的収入の増減の内訳は、営業収益が前年度比 4,910 万 599 円（6.8%）増の 7 億 7,144 万 9,183 円、営業外収益が前年度比 6,411 万 1,581 円（58.3%）減の 4,587 万 1,962 円となった。

営業収益の増収は、給水収益の増が主なもので、営業外収益の減収は、令和 4 年度には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した上水道基本料金 3 か月減免に対する一般会計からの補助金があったが、令和 5 年度には実施がなかったため補助金が皆減したことが挙げられる。

【資本的収入】

資本的収入が増額となった主な要因は、令和 5 年度から福岡県生活基盤施設耐震化等補助金の活用を始めたことによるものである。

（3）歳出の状況

【収益的支出】

収益的支出が減額となった主な要因は、営業費用が前年度比 1,669 万 2,313 円（2.3%）減の 7 億 1,987 万 3,833 円、営業外費用が前年度比 413 万 7,526 円（11.6%）減の 3,156 万 5,077 円、特別損失が前年度比 3 万 4,620 円（3.8%）減の 87 万 70 円が挙げられる。

営業費用が減額となった主な要因は、原水及び浄水費で委託料と工事請負費が、配水及び給水費で受水費が減少したことによるものである。

営業外費用が減額となった主な要因は、企業債利息の減額によるものである。

特別損失が減額となった主な要因は、貸倒引当金繰入額の減少によるものである。

【資本的支出】

資本的支出が増額となった主な要因は、企業債償還金及び配水設備工事費の増額によるものである。

7. 審査の意見

年間配水量は、前年度比 9 万 9,067 立方メートル (2.99%) 増の 340 万 7,289 立方メートルであった。

給水収益は、令和 4 年度より増収となっているが、これは、令和 4 年度に行った上水道基本料金 3 か月減免に対する一般会計からの補助金の影響であり、収益的収入全体では減収となっている。

有収率は、前年度比 3.31 ポイント減の 87.35%であった。令和 4 年度の人口同規模自治体の全国平均有収率 83.9%との比較では 3.45 ポイント上回っている。

供給単価は、1 立方メートル当たり税抜 234 円 42 銭で前年度に比べ 16 円 69 銭 (7.67%) 高く、給水原価は税抜 231 円 7 銭で前年度に比べ 6 円 1 銭 (2.54%) 安くなっており、1 立方メートル当たり 3 円 35 銭の利益となった。

建設改良事業の主なものについては、単独事業の改良工事では、山の内浄水場次垂注入設備制御盤外更新工事、ガス管と同時施工で実施しているひばりが丘団地内 (8) 配水管布設替工事など、補助対象の改良工事では、原の前送配水管布設替工事など、令和 4 年度から繰越した改良工事では、障子岳三丁目 (1)、(2) 配水管布設替工事などを竣工している。

水道使用料の収納については、現年度分収納率は 97.5%で前年度比 0.1 ポイント増、過年度分収納率は 51.6%で前年度比 12.5 ポイント増であった。不納欠損は、前年度比 3 万 4,620 円 (3.8%) 減の 87 万 70 円で、その理由として、所在不明になる事案が全体の約 42%を占めている。

福岡地区水道企業団からの受水については、一日最大受水量が 7,725 立方メートル、年間基本受水量は 269 万 4,480 立方メートルで、このうち太宰府市と志免町に 24 万 3,500 立方メートルを融通したことにより、実際の年間受水量は 245 万 980 立方メートルで、年間配水量に占める受水量の割合は、前年度比 5.7 ポイント減の約 71.9%となった。

今後の課題として、人口減少による料金収入の減少及び核家族化による世帯数の増加に伴う運営費の増大は、本町のみならず水道事業が抱える全国的な問題である。節水型機器の普及が進み使用水量の減少傾向は継続する見込みではあるが、上水の安定供給のため老朽化した施設や配水管の更新を計画的に実施していかなければならない。

経費削減の課題に対し、企業団からの受水を他市町への融通、企業団との受水量の見直しの協議を行うなどを積極的に取り組まれていることを評価する。今後は、福岡県において策定された水道広域化推進プランに基づき広域化・共同化による経費節減の検討を進めていただきたい。

また、上水道事業会計全体としては、令和4年度に引き続き純利益を計上しており、健全な運営がなされている。特に令和5年度の収納率では、過年度分収納率が大幅に改善されており、更なる健全な財政運営及び公平性の担保のため、引き続き粛々と収納対策を実施していただきたい。

最後に、40年を超える配水管も存在することから、引き続き漏水調査業務委託による有収率の向上、配水管布設替工事の際の下水道・ガス管等との同時施工などによる経費削減、浄水場を含めた施設更新を計画的に行い、効率的かつ効果的な上水道事業の健全運営に努められたい。